多気町移住定住促進補助金について

多気町では人口の減少を抑制し、定住による地域の活性化を図るために、住宅の新築、中古住宅(空き家バンクも含む)に対する定住促進補助金を交付します。

1. 補助の対象となる方

次の要件を満たす方

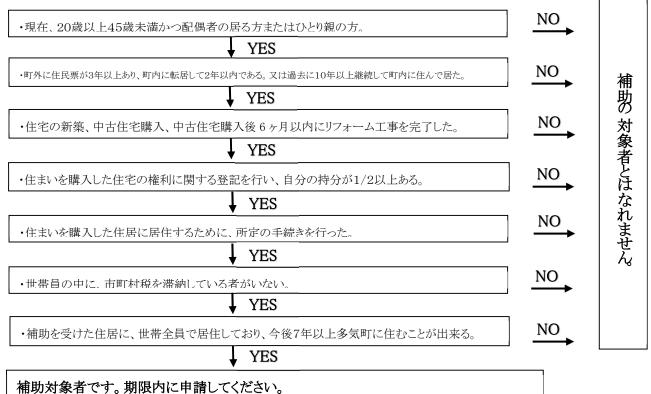
- (1) 補助金の交付申請した日において、申請した方の年齢が20歳以上45歳未満で配偶者の居る方またはひとり親の方。
- (2) 申請した日において、町外に対象世帯全員が3年以上居住していた方、もしくは町外へ3年以上居住し、町内へ転居してから2年以内の方
- (3) 住宅を新築、中古住宅を購入、中古住宅を購入しリフォーム工事を行った方
- (4) 住宅の所有者である方(共有名義の場合は持分1/2以上、又は持分が1/2の方が2名の場合は、どちらか一方)
- (5) 世帯全員が市町村税を滞納していない方
- (6) 購入した住宅で、7年以上居住出来る方
- (7) 7年未満に転居・転出した場合は、補助金の返還に同意出来る方
- (8) 多気町内に過去10年継続して住民登録があった方
- (9) 多気町へ U ターンされる方
 - ※出生後初めての住民登録地が多気町であり、そこから継続して10年以上多気町へ 住んでいた方

上記要件を満たす方について

- (1)~(7)の要件をすべて満たす方は、2. 補助金の額の表A区分
- (1)、(3)~(8)の要件をすべて満たす方は、2. 補助金の額の表B区分
- (1) ~(7)、(9)の要件をすべて満たす方は、2. 補助金の額の表A区分+C区分

ただし、過去にこの補助金を受けたことがある方はは除きます

【補助対象者チェック表】



2. 補助金の額

		限度額	補助対象種別	補助対象経費	補助率	備考
区分	A	200 万円	住宅の新築	原則、住宅の新	10/100	店舗併用住
			(建替え含む)	築をした際の建		宅の場合は、
				物本体価格	ただし、補助対	補助対象経
			中古住宅の購入	中古住宅を購	象経費に補助	費を住居部分
			※空き家バンク	入する際の契	率を乗じて得た	の面積で按分
	В	100 万円	の物件も含む	約金額	額に1,000円に	して得た額を
			中古住宅を購入	リフォーム工事	満たない端数が	補助の対象と
			し、リフォームを	を行った契約金	あるときは、これ	する
			行った費用	額	を切り捨てる	
			※空き家バンク			
			の物件も含む			
	С	一律 30 万円	多気町へ U ター			
			ンされる方			
			(A にのみ加算)			

※補助対象経費には、消費税額は含みません

3. 交付申請

建物の登記を行った日、又は世帯全員が新築等を行った住宅の住所地に住所を移した日、中 古住宅を購入してリフォーム工事が完了した日のいずれか遅い日から起算して、3ヶ月以内に、以 下の書類を提出してください。

ただし、中古住宅を購入しリフォームする場合は、住宅購入後6ヶ月以内に完了してください。 代理人による申請や、郵送による申請も可能ですが、同一世帯以外の方を代理人とする場合は、 受任者の身分を証明する書類(免許証など)を添付した委任状が必要です。また、各種証明書の 取得に関しては、発行元をご確認ください。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 戸籍謄本(※本籍地にて取得可能)
- (4) 世帯全員の戸籍の附票 (※本籍地にて取得可能)
- (5) 誓約書(様式第1号の2、様式第1号の3)
- (6) 土地と建物の登記事項証明書
- (7) 新築住宅等の場合は、建築に係る契約の写し
- 中古住宅購入の場合は、売買契約の写し

中古住宅を購入し、リフォーム工事を行った場合は、リフォーム工事に係る契約書の写しとリフォーム箇所の工事前と工事後の写真

- (8) 住宅の全景写真(撮影位置を変えて2枚)
- (9) 対象経費にかかる領収書、又は銀行振込控えの写し(支払ったことがわかる書類の写し)
- (10) 世帯全員の納税証明書(完納証明書)、もしくは非課税証明書
- (11) 振込先口座が確認できる書類(口座の写し等)

4. 補助金の請求

町において申請書類を審査し、補助金の交付を決定した場合は、「交付決定書」を送付いたします。

「補助金交付請求書(様式第4号)」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、交付しないことを決定した場合は、その理由を記載した「不交付決定通知書」を送付します。